

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○稲田委員長 次に、長妻昭さん。

○長妻委員 岸田総理、おはようございます。立
憲民主党、長妻昭でございます。

今日は、特に新法に絞って、総理にお伺いをし
たいというふうに思います。

私も、恥ずかしながら、ここまで日本人が食
物にされていたということは、今回の事件をき
かけとした報道等で深く知ることになりました。

本当に与野党を超えて、深い憤りを皆さん持つ
ておられるというふうに思うんですね。総理も、被
害者の皆さんともお会いをされておられます。

やはり、これは多岐にわたる問題がありますし、
やはりなかなか、短時間、短時間で今回法律がで
きました。これで全て網羅されているわけでは
当然ございません。この法律で終わりにしてはな
らないと思いますので、状況を見て、今後、更
に有効な法律も作らなければならぬと思うんで
す。総理も同意いただけますね。

○岸田内閣総理大臣 まず、御指摘の新法案にお
いて、現在の我が国の法体系の中で許される限り、

最大限実効的な法案とすべく、禁止行為、取消権
配慮義務、行政措置、あるいは刑事罰など、様々
な規定を組み合わせて立法作業を行いました。法
案は実効的なものになったと考えておりますが、
その中で、更に実効性を高めるべく、修正案が検
討されているということも承知しております。

また、政府としては、法案について御審議いた
だく中で、条文化は困難な具体的事例への法律の
適用などについて、政府見解、丁寧にお答えする
ことで、法解釈の明文化が進み、一層法律の実効
性が高まる、こうしたことに向けて努力をしてい
かなければならないと思えますし、そして、成立
した際には、審議の内容を踏まえ、法律の解釈の
更なる明確化、相談体制の充実等により、法律の
実効性を高める努力を続けていきたいと思えます。

その上で、御質問の見直しについては、その後
の法の執行状況、社会の変化等もしつかり見た上
で、必要な見直しということについて考えていか
なければならぬ、このように思っております。

○長妻委員 やはり、この法律は、先ほど与党の
質問でも、何か過剰な規制を心配するような御発
言がありました。過剰どころか規制が弱過ぎる、
不十分だと思っております。一歩前進ではありません
けれども。さらに、その法律的な、今回、修正案
を含めた法律の採決があると思えますが、そうで
はなく、二年以内に更に新たな法律あるいはこ
の改正案、これを私はしなないといけないと思うん
ですね。

総理が三人の被害者の方と面談されたというこ
とでございますが、その被害者の方々は、政府に

どういうことをしてほしい、どういう要望があっ
たのか、お聞かせいただけませんか。

○岸田内閣総理大臣 先日、旧統一教会の被害者
の方々とお会いをし、三名の方から約一時
間半にわたり、献金などによる財産被害あるいは
周囲からの孤立、あるいはDV被害など、凄惨な
御経験を承りました。

それぞれ大変な経験をされた、それについてお
話を丁寧に聞かせていただいた次第でして、御質
問は、その際にどうしても聞きたいかという御要
望があったのかということでありますが、そうし
た具体的な経験をお話をいただいたということ
で、その場で、具体的に、例えば法律についてこ
うしてもらいたいというような要望までは承るこ
とはありませんでした。

私自身として、その凄惨な経験を聞かせていた
だき、それに対して、被害を生じさせず、救済で
きるよう、政府として最大限努力をしなければな
らない、こういった思いを新たにさせていただ
いた、そうした一時間半の時間であったと振り返
っております。

○長妻委員 これは、被害者弁護団の皆さんの御
意見というのいろいろなルートで入ってきてい
ると思うんですが、被害者弁護団の皆さんの、こ
の新法、修正案も含めた新法に対する評価とい
うのは、総理は、どういう問題を指摘されてい
るというふうに理解されておられますか。

○岸田内閣総理大臣 被害者弁護団の皆様など関
係者の皆様方から様々な御指摘をいただいている
と承知しておりますが、特に、配慮義務規定を

禁止行為に格上げすべきであるとか、必要不可欠という規定が厳格過ぎるとか、さらには、取消し可能期間が短いとか、あるいは、債権者代位権による救済では救済の範囲が狭いといった御指摘をいただいているということは承知しております。

○長妻委員 そうなんです。総理は明確に御理解いただいていると思うんです。この法律の足らざるところなんですね。

そういう意味では、この法律にも二年以内の見直し規定があるので、今おっしゃっていただいたことは、法律を変えないと、二年以内に、なかなか実効性が高まらない重要ポイントだと思うんです。

そういう意味では、法律改正も含めて二年以内にしっかりと見直しをするんだということをおっしゃっていただけませんか。

○岸田内閣総理大臣 もちろん、先ほど御指摘をいただいたことについては、政府として、この法律においてどのように適用することによって対応していくのか、こうしたことについては丁寧に説明をさせていただいております。

そういった、この法律において、御指摘の点についても対応をしていくんだという説明はさせていただいておりますが、その上で、法律施行後の見直しに当たっては、この法律の執行の状況あるいは社会経済情勢の変化などを勘案すべく、この一定の法運用の実績を確保する必要があると考えておりますが、その上で、この見直しということについても考えていかなければならないと認識をしております。

○長妻委員 これは、やはり、二年以内の見直しの中で、ここにおられる宮崎代議士、そして、ここにはおられません宮崎代議士、そして、この調会長、そして私などと、与野党四党協議というのをやって、九回やりましたね。ちょっとなかなか宮崎さんも渋かったんですけども、まあ、一定のもの、なかなか不十分ですが、一歩前進のもの、なかなかなりませんが、まだまだ足りないというのが共通認識なんです。

そこで、岸田首相は自民党の総裁でもあられるので、この与野党の協議を、四党協議でもいいんですけれども、二年の見直し期間にやはりそれをやらないといけないんだ、こういうようなことを御発言いただければと思うんですが。

○岸田内閣総理大臣 お尋ねの四党協議、これは他党にも関わる話ですから、私の立場から、その協議についてどうあるべきだということは直接発言することは控えたいと思いますが、いずれにせよ、これは与野党の御意見を伺いながら、実効性のある制度とすべく努力を続けること、これは大変大切なことであります。

是非、与野党を通じて、被害者救済に向けて更なる努力を続けていく、こういった姿勢は大事にしていききたいと思っております。

○長妻委員 失礼、公明党の大口代議士も参加をしております。四党協議でございます。

そして、次に、三条ですね、新法の。ここに配慮義務規定が入ったわけでございますけれども、これは、運用を、本当に実効性が高いように運用

していただきたいというふうに総理に思うんですが、一項はマインドコントロールそのものが規定されているんですね。それで、二項、三項も一定程度幅広い規定がある。

配慮義務ではあるものの、これに反していると思われるようなものを、今後、消費者庁が主管官庁ですから、情報収集しないといけないわけですよ。現実に世の中で、旧統一教会を含め、こういうような、違反しているだろう、疑いのある実態を情報収集するという仕事も消費者庁に新たに加わってくるんですね。

これは、情報収集しないで分らないければ、これは絵に描いた餅になりますので、是非、総理から御指示をいただきたいのは、この三条の一、二、三の配慮義務規定、これは、明確に解釈を後日規定するという答弁はいただいているんですが、では、それに反した疑いのある、情報収集の窓口や、あるいは、積極的にパトロールのようなものも、人的資源は限られています。そういうような情報収集を積極的に行うんだ、そういう窓口を消費者庁かどこか分かりませんが、そういう窓口を消費者庁に対しての情報収集をきちっとやるということ、窓口を含めて御答弁いただければありがたい。

○岸田内閣総理大臣 御質問の、法人等が配慮義務違反に該当する行為をしているという情報については、全国の消費生活センターによる消費生活相談窓口、あるいは法テラスにおいて最近移管をし充実した相談窓口、こうしたものを通じて適切に把握する体制を、政府としまして、横の連携をしっかりと徹底させることによって充実させてい

きたいと考えています。

この法の趣旨についても、あらゆるツールを活用してしつかり周知させる、このことと併せて、今申し上げた情報収集体制、政府として充実をさせていきたいと考えてます。

○長妻委員 そうすると、消費者庁に直接の窓口はつくらないんですか。

○河野国務大臣 既に全国各地において幅広く消費者からの相談を受けているセンターがございまして、消費者生活センターにおいて相談を受け付けることが利便性、実効性の観点から適していると考えております。

○長妻委員 もっと体制をつくっていただきたいと思うんですけども、今の答弁を基にすると、全国の消費者生活センター、センターですね、プラス、法テラス、ここに広く是非呼びかけていただきたいんですね。この法律が施行されれば、第三条の一項、二項、三項の配慮義務に反している疑いがある情報をどんどんお寄せくださいというようなことで、積極的に情報収集を求めていく、そして、そういう条文があることをアピールしていくということ、総理、是非トップダウンでここで宣言いただきたいと思えます。

○岸田内閣総理大臣 先ほど、新法の趣旨についても、あらゆるツールを活用してしつかり周知を行ってまいりたいと申し上げましたが、これは、御指摘の相談窓口の対応ということにおいても新法の趣旨を徹底するというところでもありますし、また、国民の皆さんに対しても、こうした新法の趣旨の徹底を図っていくべく努力したい、こうい

った趣旨で申し上げます。

両方につきまして、あらゆるツールを活用して周知を行ってまいりたいと考えています。（長妻委員「情報収集体制」と呼ぶ）

情報収集体制として御説明させていただいた窓口、その窓口の対応としても、法律の趣旨の徹底を図りたいと思っております。

○長妻委員 そして、次に、被害者弁護団の方々が御心配されている点があるんですね。例の、第四条の六項にあります必要不可欠という条文の文言なんですね。

これが入ることによって、規範が新たに厳しくなる規範、法律によって規定されますので、できることによって、現在行われている不法行為裁判で、必要不可欠でなくても違法性が認められるケースがあるんですけども、それまでも認められなくなってしまうんじゃないのか。つまり、新たな厳しい規範ができることで、別の不法行為裁判にもマイナスの影響が出てくるのではないかという懸念があるんですが、総理、いかが考えますか。

○岸田内閣総理大臣 まず、御指摘の必要不可欠という要件ですが、これは、従来からお答えしているように、必ずしも必要不可欠という言葉そのままする必要はなく、勧誘行為全体としてそれと同等程度の必要性や切迫性が示されている場合には適用可能と考えており、多額の寄附に至るような悪質な勧誘事例の多くは、そのような必要性や切迫性を有しているものと考えております。

そして、必要不可欠に該当するためには、唯一の選択肢しか示さない場合のみということではな

くして、例えば、重要な不利益を回避するために一千万円の献金、一千万円のつぼの購入、一千万円の教典の購入のいずれかが必要といった形で勧誘する場合も該当し得ると考えております。

今回の改正の趣旨ですが、法人等の勧誘行為を一層明確化することで取消権の行使を容易にすること、これが趣旨であります。具体的な例において不法行為の認定をより困難にする、こうしたことを意図するものではありません。この点については、法律の解釈などでも周知徹底をしていきたいと考えています。

○長妻委員 そして、先ほど、被害者の方三人と面談されたということなんですが、やはり、法律の原則として、残念ながら過去に遡及ができないという原則がございます。ですから、現に被害に遭われた方は救済できる可能性もあるんですが、過去に被害に遭われた方々で今も苦しんでおられる方々に対する対応というのも、やはり十分考えなければならぬというふうに思います。

相談窓口とかいろいろ総理はおっしゃっていたいただきましたが、もう一つ、金銭的、財政的支援というのを、生活支援という意味なんですけれども、過去の被害者に対する、これは総理、御検討いただけませんか。

○岸田内閣総理大臣 今、現に被害に遭われている方に対する対応として、法テラス等における相談窓口において法律的な支援、もちろん行いうわけでありませんが、その際に、裁判費用等の金銭的な支援等についても充実させることによって、現実的な支援に結びつけていきたいと考えております。

是非、政府として、そういった支援の体制の充実を図っていきたいと考えます。

○長妻委員 裁判費用のみならず、例えば、生活保護に陥る寸前の方々や、精神的ケアが必要な方々や、さらに、いろいろな働きかけをいまだに引き続き受けている方々とか、いろいろな方々がおられて、生活支援の全面的な、裁判支援だけではなくて、そういうようなことについても政府としてお考えいただきたいと思うんですが、特に財政的支援ですけれども、いかがですか。

○岸田内閣総理大臣 御指摘のような支援も重要であると考えるところ、法テラスのみならず関係機関との連携が重要であることを申し上げておきます。

是非、具体的にどのような支援が必要なのか、生活支援についても、また、児童相談所等を通じて、どのような支援が子供さんたちに必要なのか等、具体的な事例は様々だと思いますが、その事例に即して支援ができるようなことを考えていかなければならない。

そういったことから、法テラスを始めとする関係機関の連携が大事であるということを上げたい次第であります。

○長妻委員 そして、十二月六日に、我が党の土木議員の本会議での質問で総理が御答弁されました。配付資料の八ページにございますけれども、こういう御答弁でございました。いわゆるマインドコントロールによる寄附は、多くの場合、不安を抱いていることに乗じて勧誘されたものと言え、新法の取消権の対象となる、このように明確に御

答弁されたわけでございます。

当然、その取消権の対象となるには、困惑要件を通過しないと、クリアしないといけないわけでございますが、そうすると、困惑という、ある意味では、これまでの解釈、定義が少し伸びたというか延伸したというか、そういうような理解でよろしいんですか。

○岸田内閣総理大臣 新法案では、いわゆる靈感等を用いたマインドコントロール下で生じる被害に対応するために、靈感等の知見に基づく告知に關し、不安をおおる場合のみならず、不安を抱いていることに乗じる場合をも取消権の対象としております。

また、いわゆるマインドコントロールは、その状態では困惑しているか判断できずとも、脱会した後冷静になって考えたと、当時、不安に乗じた勧誘を受け、困惑して寄附をしたと考えるようになることも多いと考えられます。

そして、御指摘の答弁についてですが、不安をおおる行為がない場合も、不安に乗じる行為があれば取消権の対象となり得ること、また、寄附の勧誘を受けた時点と冷静になった時点での認識が変わる可能性があるが、冷静になった時点での判断に基づき取消権が行使できることを丁寧に説明したものであり、困惑の考え方を明確化したものであると考えています。困惑の解釈を広げたものではないと考えています。

○長妻委員 困惑の解釈を広げたものではないということですが、そうとも言えるかもしれないと思うんですが、そうとも言えるかもしれない

つまり、総理、今、乗じてとおっしゃっていただいて、この乗じてというのは今までにない概念なんです。今までに消費者契約法でもない概念です。乗じてというのは相当時間軸が長いと。国会答弁でも、乗じてというのは、十年とか、別に時間的な制約はないので、乗じては、ずっと不安に乗じてという状態であれば、時間軸ではないということなんです。それは初めて入った概念です。

ということは、乗じてという長いスパン、長い射程の概念に対応した困惑概念、これは新たに今回解釈しないといけないんです。これまでの困惑類型というのは短期なんです。今、恐怖をおおって、不安をおおって、困惑させる、そういうような解釈だったんですが、今度は長いスパンの困惑というのが初めて出てきたので、それに伴って困惑の定義が、広げるといよりは、今まででない状況においての困惑ということについて定義せざるを得なくなる、こういうようなことだと思っておりますが、そういう理解でよろしいんですか。

○岸田内閣総理大臣 困惑の定義自体は変わってはおりません。ただ、タイムラグが生じるケースが実際には多いということも踏まえて、タイムラグについてもしっかりと考慮していくということを申し上げております。定義自体が変わったものではないと考えています。

○長妻委員 そういう意味では、乗じてということがあることによって、例えばでいうと、十年の間でも、乗じてという要件が引き続きあれば、そ

これは乗じてになる概念でありますので、そういう意味では、困惑というのは短期ではなくて、十年困惑状態が続くということもあり得る、こういう解釈でないと、冷静に後から振り返ったときに救済されないので、そういう理解で。つまり、例えば十年困惑が続くという状態もあり得る、こういうことでよろしいんですね。

○岸田内閣総理大臣 時間的な問題はケース・バイ・ケースだと思いますが、そうしたタイムラグが生じる場合に対しても法律として対応していく、こういった説明をさせていただいています。十年という例を挙げられましたが、一定の期間以内でなければならぬとか、そういうものではないと考えています。

○長妻委員 そして最後に、総理もるるいろいろ御答弁されている、今、念書やビデオ撮影で、献金を返還しませんというのを書かせたりビデオ撮影したりということが発生をしているわけですから、けれども、総理の答弁、若干はつきりしないので、ちよつと明確に最後言っていたらと思えます。

つまり、当たり前の話ですけれども、禁止行為である、禁止行為として認定され、かつ、困惑という状況下でビデオ撮影とか念書を書かされた場合、これは無効ですよ。当たり前です、法律の要件に合致して、取り消しできるわけですから。それはもう当たり前の話なので、それはいいんですけれども、そうでなくて、やはり感じますのは、真つ当な団体が献金をされた方に、あなた、献金を取り戻さない、自由意思でやったのもう取り

戻しませんなんという念書を書かせますかね、真つ当な団体が。あるいは、真つ当な団体がビデオを撮らせませんか。

例えば、我々国会議員だって政治献金をもらっているわけですよ、個人献金とか。そのときに、そんなのを書かせたりビデオを撮らせるといふのは、どう考えてもこれは真つ当じゃないですよ、その行為自体が。何か修飾語がついて、禁止行為とかなんとかでなくても、その行為自体真つ当じゃないですよ。

これは、総理、是非、やはり行政府のトップとして、献金した後に、献金はもう返しません、自由意思でやったので、ビデオを撮らせたり念書を取るということは、これはどう考えても真つ当ではないんだというようなことを、是非ここでおっしゃっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○岸田内閣総理大臣 まず、困惑状態で作成された寄附の返金を求めない旨の念書や、その旨発言する様子のビデオ撮影、これは公序良俗に反するものとして無効となり得るものと考えられます。

個別具体の事例によつては、むしろ、法人が寄附の勧誘に際して個人に対して念書を作成させ、あるいはビデオ撮影をしているということ自体が、法人等の勧誘の違法性を基礎づける要素の一つとなり、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求が認められやすくなる、この可能性もあると考えています。

当然のことながら、不法行為を隠蔽する証拠隠滅や被害回復の妨害行為、これは社会的に許容し

難いものであり、これは新法案の趣旨に反すると考えております。

○長妻委員 もうちよつと明確に御答弁いただきたいんですが、当然、今の不法行為裁判でも、念書とかビデオが公序良俗に反するという判決は、レアケースですけども、あるんですね。ですから、それはレアケースですがあるし、今総理がおっしゃった、困惑状態という修飾語をつけていただったので、困惑状態で禁止行為であればそれは無効なんですよ、取消しできますから。

そうでなくて、私が言っているのは、そういう提案をするようなこと、献金を一回いただいて、それをもう返還しませんという念書を書いてくださいという、書く書かない、本人は別にして、そういう提案をするような行為、団体、あるいは、ビデオを撮らせてください、一回、献金いただきましたけれども、それを返還しないというビデオを撮らせてくださいという提案をする、御本人は断るかもしれないけれども、そういう提案をすること自体は、これはおかしいことだ、これは真つ当なことではないというふうに、総理、思いませんか。

○岸田内閣総理大臣 これは個別具体の事例によつて判断しなければならぬと思いますが、委員のような、御提案自体が真つ当なことではないという御指摘ですが、個別の事案によりますが、委員の基本的な真つ当なことではないという御指摘は、そのとおりではないかと考えます。

○長妻委員 一国の総理、行政府のトップの発言というのは、やはり一定程度裁判でも、争いがあ

ったときは、一つの考慮材料になる場合もあるということでありますので、いろいろな発言というのは大変重いわけでございます。

我々いたしましたしましては、今日、衆議院の採決ということだと思えますけれども、この法案が、二十日後ですかね、施行されるということは、仮に成立をしたとしたら今月末からですかね。ですから、今月中に配慮義務なども実施されるわけでございますので、国民の皆さんにも広く呼びかけたいと思うんですね。あの配慮義務はかなり広い範囲で捉えておりますので、統一教会のみならず、あれは真つ当な団体はしませんから、あの配慮義務の一、二、三というのは。

ですから、国民の皆さんに広く呼びかけて、そういう行為があつて被害を受けた方、あるいはそれを見聞きした方は、どんどん政府、今の段階では法テラスに、三条の違反の可能性がある、配慮義務違反の可能性がある、あるいは地域の消費者センターにどんな情報を見せていただいて、それを、消費者庁が主務官庁ですので、消費者庁がほつたらかしのしないで、それを一元的に集めていただいて、黒田次長のような優秀な方もいますから、集めていただいて、そして、断固とした姿勢を取るんだと。分析して、そして断固とした姿勢を取るということは、私たちも、来年の通常国会でもチェックをして、質疑しますので。いっぱいありますから、そういう情報が。

被害者弁護士と協力して、配慮義務違反のものをどんどん集めて、そして行政が動いていく、こういうようなことで、この法律を少しでも実効性

を高めるようなことを私たちも協力していきたいと思えますので、総理も是非そういう思いでしっかりと取り組んでいただきたい。まだまだこれは終わりじゃありませんので、是非よろしく願います。

どうもありがとうございました。